

# ドバイの外資事業保有規制緩和 ほか

2013年2月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP Dubai** から提供を受けたレポート「中東エクステンジ・ニュースレター2013年2月号」に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合は必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

**Herbert Smith LLP Dubai**  
Dubai International Financial Centre  
Gate Village 7, Level 4  
P.O. Box 506631 Dubai, UAE  
Tel: +971-4-428-6300  
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT  
SMITH  
FREEHILLS**

## ドバイの外資事業保有規制緩和 ほか

### ドバイが事業に対する外資保有規制を緩和

ドバイ政府は、外国投資家が同首長国民のパートナーを探すことなく、GCC諸国の国民とのパートナーシップのかたちで事業を設立することを認める措置を講じました。これは、外国投資家により多くの柔軟性をもたらす、重要な経済改革にあたります。

現在、外国資本が事業を100%所有することが認められているのは、ドバイ国際金融センターやジェベル・アリ・フリーゾーンなどのフリーゾーンに限られています。このようなフリーゾーンの外のドバイその他UAE各首長国における外国投資家は、会社に対して少数持分しか保有できず、必ず首長国民たるパートナーと組まなければなりません。ここで、経済開発局（Department of Economic Development、以下「DED」）は、より多くの外国投資を呼び込むべく、首長国民たるパートナーがいない、外国人によるパートナーシップ形態の会社を設立するための、ほかのGCC諸国民による申請書を審査する委員会を設立したのです。

現地パートナーに関する規制が緩和されることによって、外国投資家は、限られた数の適格なUAE国民に縛られず、6のGCC諸国からより柔軟にパートナーを探すことができるようになります。

この取り組みは、ビジネス界における協力関係を強化し、新規資本を呼び込み、ドバイの競争力を全体として引き上げることによって、世界的な経済情勢における同首長国の地位を高めようとする、DEDの施策の一環となっています。DEDは、声明文において、申請書を評価する際には、提案されているプロジェクトがUAEへの知識および技術の移転または知名度の高い企業の事業のUAEへの移転を伴うものであるのか、ならびに同プロジェクトがドバイの経済にとって優先すべきものかを検討する、と述べています。同委員会による評価を受けるビジネス上の取り組みは、工業、サービス業、観光業または同首長国の経済に重要な価値を付加するその他のセクターに関係するものでなければならず、個々のプロジェクトについては1,000万UAEディルハムの最低資本要件が定められています。

## UAEにおける腐敗行為防止のための新たな連邦法

UAEでは、腐敗行為の撲滅に取り組むための連邦法が起草され、早ければ2013年前半中に批准される見込みとなっています。UAEは、腐敗行為の防止に関する国際連合条約の締約国となっており、UAEの大統領であるハリーフ殿下は昨年、連邦の腐敗行為防止監視機関である国家監査機関（State Audit Institution、以下「SAI」）に対して、同国連条約の原則を適用した腐敗行為防止法令の起草を命じました。

新法は、公的資金が失われるような腐敗行為事件を抑制することをその目的としており、内閣および連邦国民評議会（Federal National Council）で協議にかけられてから連邦最高評議会（Federal Supreme Council）に提出され、その批准を受けます。SAIは連邦のみならず首長国レベルにおいても、法執行機関と協働して同法を施行する任務を委ねられています。これは、「締約国は、自国の法制の基本原則に従い、次の方法により腐敗行為を防止する機関を適宜一または二以上設ける」とする同国連条約の要求事項に適合するものです。

最近になって、SAIは昨年にかけて10億ディルハムを超える公的資金が不正使用された事件を10件摘発したと発表し、これらの事件について刑事告発をしました。トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）が発表した今年度の腐敗認識指数（Corruption Perception Index）によれば、UAEは最も腐敗行為が少ない国の中で27位にあたり、カタールと同順位です。2013年1月には、UAEによる同国連条約の遵守状況を審査するために国際的な専門家のチームが同国を訪問し、この際、司法省、外務省、内務省、中央銀行、アブダビおよびドバイの司法長官ならびにドバイの警察署など、法執行や腐敗行為防止を担当するUAE各当局の代表の支援を受けました。

## カタールが不動産評価に関する新法を計画

カタールは、不動産の評価を規制し、買主や売主が支払うべき登記料を引き下げるために、市場価格を不当に低く申告することの防止を目的とした新法の導入を計画しています。

司法大臣のフセイン・ビン・アブドラ・アル＝ガーネム閣下は、2013年1月に、カタールには不動産の評価を規制する法的枠組みがなく、登記料を引き下げる

ために不正確な評価が申告されているため、同国の政府は歳入を失っている、と述べました。

司法省は、2012年末近くに、他国の例を参照しつつ不動産評価手続を規制するための法案を作成する委員会を設置しており、今般のカタールの不動産ブームを受けてこのような法律がいかに重要であるかを表明しています。同国ではさまざまな大規模建設プロジェクトが開始されており、不動産取引も増加の一途をたどっています。

新法は、不動産の正確な市場価値を知らなければならないことの多い銀行や民間セクターを利するものでもあると考えられます。同国には、不動産の評価を手がける代理店がいくつか存在するものの、市場ではこれらの代理店が行った不動産評価の正確性が疑問視されています。新法によって、このような懸念に対応できる適切な枠組みが提供されることに、期待がかかっています。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai)